

江 連 八 間 土地改良区だより

第 7 号

発行日 平成30年4月1日
 発行者 江連八間土地改良区
 理事長 吉 原 光 夫
 〒304-0817 下妻市羽子53番地1
 TEL 0296-44-3934
 FAX 0296-44-9186



平成30年3月16日 第7回通常総代会



第7回通常総代会挨拶

理事長 吉 原 光 夫

皆様おはようございます。大分暖かい日が続いております。春めいて参りました。

本日は、第7回通常総代会ということで、お忙しい中をたくさんの方々にご参加賜りまして誠にありがとうございます。

本来ならば、通常総代会は2月中に開催する予定ですが、今回は皆様ご存じのとおり先の臨時総代会に於いて、定款変更の一部改正がありまして、水海道の一部地域の除外、役員選挙規程の改正、更に委員会組織の改正がございました。この定款変更の申請を茨城県に提出していたわけですが、なかなか認可が遅くなりまして、本日の開催になってしまったということでございます。その点ご理解を頂きたいと存じます。

本日の総代会は、平成三十年度の事業計画それに基づく予算案の審議になります。よろしくお願い致します。

また、前回の臨時総代会で指摘を受けました、賦課金の未納に対しては、これから定期的な対応を図っていくことになりました。

議案の中で説明がありますが、滞納整理特別委員会という新たな委員会を設置いたしまして、あらゆる手法を使って徹底的に対応していくことと思っております。

当然これには地元総代さんの協力がありま

せんとできませんので、ご協力の程よろしく
お願い申し上げます。

他には、以前にも申し上げましたように、
国営幹線水路あるいは水利施設が非常に老朽
化して参りました。

その対策として、国営施設応急対策事業として動き出させていただきました。これから10年の計画の中で、約50億円の予算を投じて改修していく計画でございます。これは、江連八間土地改良区を含む7つの土地改良区の連合体が主体となって、管内8700haの農地に係る水利施設を直すことを進めていくことでございます。当改良区の施設の中では船玉の揚水機場が対象であり、現状として3基あるポンプの中で、1基が使えないという状況で、あとの2基も老朽化が進んでいるため、いつ動かなくなってもおかしくない状況であります。これが動かなくなつた場合、当改良区としては大打撃になるうかと思っております。これに関して、一日でも早く改修を進めて頂きたいと思っております。先日の鬼怒川南部土地改良区連合の理事会に於いて、各土地改良区の負担割合の決定を致しました。今後は、本事業に関する関係市町の助成金の割合を決めていただく運びとなっております。また、事業そのものが動き出すには少し時間がかかるうかと思いますが、皆様には今後の進捗状況についてご報告させていただきますので、総代の皆様からも、各地元組合員の皆さんに対し、状況報告をして頂ければ幸いに存じます。

本年度も、総代の皆様と共に、事業推進にあたって参りたいと思っておりますので、ご協力の程お願い申し上げます。私の挨拶に代えさせていただきます。

平成二十八年
 一般会計
 決算報告

収 入				支 出			
科 目	本年度決算額	本年度予算額	増・減(▲)	科 目	本年度決算額	本年度予算額	増・減(▲)
土地改良事業	222,528,730	221,979,000	549,730	維持管理費	505,329,125	544,895,000	▲39,565,875
附 帯 事 業	11,725,205	6,221,000	5,504,205	一般管理費	109,145,813	116,912,000	▲7,766,187
基 本 財 産	30,191,244	30,168,000	23,244	会 議 費	312,192	500,000	▲187,808
特 定 財 産	33,200	20,000	13,200	選 挙 費	0	300,000	▲300,000
補 助 金 等	364,209,000	369,334,000	▲5,125,000	賦課徴収費	4,857,383	5,650,000	▲792,617
寄 付 金	486,778	300,000	186,778	負 担 金	2,617,000	2,800,000	▲183,000
受 託 料	3,249,190	3,241,000	8,190	諸 費	453,183	600,000	▲146,817
雑 収 入	7,013,500	1,962,000	5,051,500	繰 出 金	42,856,804	42,980,000	▲123,196
借 入 金	0	2,000	▲2,000	予 備 費	0	20,000,000	▲20,000,000
繰 入 金	63,410,000	63,410,000	-				
繰 越 金	36,136,546	38,000,000	▲1,863,454				
合 計	738,983,393	734,637,000	505,329,125	合 計	665,571,500	734,637,000	▲69,065,500

 平成二十八年
 第一 地区及び組合員の状況
 事業報告

① 地区の総面積 (平成29年5月31日調整)

	前年度末地積	本年度末地積	増	減
かんがい施設	4,475 ha	4,472 ha	0	3

② 組 合 数

	前年度末	本年度末	増	減
第1選挙区	318人	318人		
第2選挙区	801人	800人		1
第3選挙区	581人	580人		1
第4選挙区	411人	413人	2	
第5選挙区	397人	400人	3	
第6選挙区	579人	579人		
第7選挙区	219人	218人		1
第8選挙区	238人	237人		1
第9選挙区	502人	500人		2
第10選挙区	367人	366人		1
第11選挙区	439人	439人		
第12選挙区	450人	449人		1
第13選挙区	521人	517人		4
第14選挙区	260人	258人		2
第15選挙区	58人	58人		
合 計	6,141人	6,132人	5	14

第一事業の状況

一、施設管理の状況

- ① 用水について
 - ・ 幹支線用水路敷除草工事を請負により実施した。
 - ・ 又、幹支線用水路の浚渫工事を請負により実施した。
- ② 排水について
 - ・ 各排水機場の定期点検、随時点検を実施した。
 - ・ 千代田堀、百間堀、大生排水路、豊田排水路において請負による堤塘の除草工事を実施した。ほか、地元組合員による草刈清掃35地区実施された。
 - ・ 排水樋管については、国土交通省の履行検査を受け、法令等に基づき管理した。

二、工事施行の状況

① 一般会計による施行状況

- ・ (一) 各施設の改良、保安工事
 - ・ 幹支線用水路スクリーン設置及び水門交換工事
 - ・ 幹支線用水路フェンス補修工事
 - ・ 幹支線用水路ゲート設置及び改修工事
 - ・ 長久保機場ポンプ更新工事

(2) 用排水路整備工事

- ・ 関本地区排水路整備工事
- ・ 支線用水路高上げ工事

(3) 農業基盤整備促進事業三坂大生地区

- ・ 用排水路敷除草・浚渫工事

用排水路敷除草

第1工区	筑西市伊讃美	筑西市船玉	6200m
第2工区	筑西市船玉	下妻市江	5100m
第3工区	下妻市江	下妻市半谷	4800m
第4工区	下妻市長塚	常総市新石下	8500m
	下妻市今泉	下妻市下栗	7000m

組合員による草刈 2地区

- ・ 排水路堤塘除草工事

- ・ 千代田堀・百間堀・大生排水路
- ・ 豊田排水路・組合員による草刈り 35地区

用水路浚渫

- 第1工区 舟玉支線 (源次郎分水
- 第2工区 左岸幹線 (広岡水門
- 第3工区 小保川支線 (小保川水門
- 第4工区 大房支線 (左岸幹線吐出

- ・ 六軒支線 (左岸幹線吐出
- ・ 舟玉支線用水路 土砂撤去
- ・ 組合員による用水路浚渫 3地区
- ・ 組合員による排水路浚渫 1地区
- ・ (4) 塗装工事 なし
- ・ (5) その他の工事 なし

② 補助事業による工事 (特別会計)

- ・ 農業基盤整備促進事業 三坂大生地区

- ・ 農村地域防災減災事業 関城・亀崎・本豊田・三坂・大生

維持管理適正化事業 (四〇期生) 関本地区

第三 事務の経過

1、総代会の開催及びその議決事項 (現在数九十四名)

- ① 平成二十八年十一月二日 (出席八三名・欠席十一名) 決議事項

- ・ 認定第一号 平成二十七年 事業報告の承認について
- ・ 認定第二号 平成二十七年 財産目録の承認について

認定第三号	平成二十七年 収支決算の承認について
① 一般会計	収支決算
② 特別会計	基本財産積立金収支決算
③ 特別会計	役員退任慰労金積立金収支決算
④ 特別会計	職員退職給与積立金収支決算
⑤ 特別会計	機場運転責任者退職給与積立金収支決算
⑥ 特別会計	減価償却積立金収支決算
⑦ 特別会計	地区除外決済金積立金収支決算
⑧ 特別会計	施設機能維持費積立金収支決算
⑨ 特別会計	償還金
⑩ 特別会計	農業基盤整備事業 江連八間第2地区
⑪ 特別会計	農村地域防災減災事業
⑫ 特別会計	県単事業 原第2地区
⑬ 特別会計	県単事業 鯨地区
⑭ 特別会計	農業基盤整備促進事業 三坂大生地区
⑮ 特別会計	維持管理適正化事業 二本紀地区
⑯ 特別会計	布川地区
認定第四号	平成二十七年 決算監査報告について
議案第一号	規約の一部改正承認について
議案第二号	旧八間堀事務所売買の承認について
議案第三号	鯨地区開発に伴う農地転用許可について
議案第四号	旧砂沼溜井土改区保有地譲渡申請について
議案第五号	職員採用について
議案第六号	平成二十八年 補正予算の承認について
議案第七号	平成二十九年 二月二十七日（現在数九十四名） （出席九十一名・欠席三名）

決議事項

議案第一号	定款の一部改正について
議案第二号	規約の一部改正について
議案第三号	会計細則規程の一部改正について
議案第四号	平成二十八年 補正予算の議決について
議案第五号	① 一般会計 ② 特別会計
議案第六号	平成二十九年 組合費の賦課率及び賦課徴収方法並びに賦課徴収期限の議決について
議案第七号	平成二十九年 現金保管に関する金融機関指定の議決について
議案第八号	平成二十九年 役員・総代の報酬及び

議案第八号
議案第九号
び費用弁償の議決について
平成二十九年 地区除外決済金について
平成二十九年 事業計画及び会計収
入支出予算の議決について

① 一般会計	基本財産積立金
② 特別会計	役員退任慰労金積立金
③ 特別会計	職員退職給与積立金
④ 特別会計	機場運転責任者退職給与積立金
⑤ 特別会計	減価償却積立金
⑥ 特別会計	地区除外決済金積立金
⑦ 特別会計	施設機能維持費積立金
⑧ 特別会計	償還金
⑨ 特別会計	平成二十九年 特別会計布川地区収 入支出予算の議決について
議案第十号	平成二十九年 農業基盤整備促進 事業「江連八間第3地区」について
議案第十一号	平成二十九年 維持管理適正化事 業 豊田排水路護岸工事について
議案第十二号	県営伊讃美揚水機場地区土地改良事 業（農業用水）の施行申請について
議案第十三号	常総市圏央道常総IC周辺地域整備 事業に伴う地区除外決済金の取り扱 いについて
議案第十四号	① 滞納整理報告 ② 職員組織体制の 変更について ③ 新規職員採用につ いて

その他

2、理事会の開催及びその議決事項

① 平成二十八年四月八日	会議構成 理事定数十五名 出席十四名 欠席一名
議 題	施設使用に係る使用料規定の一部改 正について 外七件
② 平成二十八年五月三十一日	会議構成 理事定数十五名 出席十四名 欠席一名
議 題	平成二十八年 補正予算の議決につ いて 外二件

③ 平成二十八年八月九日	会議構成 理事定数十五名 出席十五名 欠席〇名
議 題	要望書について 外二件
④ 平成二十八年九月十二日	会議構成 理事定数十五名 出席十二名 欠席三名
議 題	旧八間堀事務所売買について
⑤ 平成二十八年十月十四日	会議構成 理事定数十五名 出席十五名 欠席〇名
議 題	平成二十七年 事業報告承認につ いて 外八件
⑥ 平成二十八年十二月二十日	会議構成 理事定数十五名 出席十四名 欠席一名
議 題	定款の一部改正について 外十件
⑦ 平成二十九年二月十日	会議構成 理事定数十五名 出席十四名 欠席一名
議 題	平成二十八年 補正予算の承認につ いて 外十二件

3、監事会の開催について

① 平成二十八年五月三十一日	会議構成 監事定数四名 出席四名 欠席〇名
議 題	平成二十八年 補正予算の議決につ いて
② 平成二十八年七月十四日	会議構成 監事定数四名 出席四名 欠席〇名
議 題	平成二十七年 決算監査について
③ 平成二十八年十一月二十二日	会議構成 監事定数四名 出席四名 欠席〇名
議 題	平成二十八年 第五回監事会（中間 監査）について
④ 平成二十八年十二月六日	会議構成 監事定数四名 出席四名 欠席〇名
議 題	平成二十八年 中間監査について 外一件

4、その他の会議

①平成二十八年	五月二十五日	工事係委員会
②平成二十八年	六月二十五日	工事係委員会
③平成二十八年	九月十四日	庶務係委員会
④平成二十八年	十二月十五日	庶務係委員会
⑤平成二十八年	十二月十五日	庶務係委員会
⑥平成二十九年	一月五日	庶務係委員会
⑦平成二十九年	一月二十七日	庶務・会計係委員会
⑧平成二十九年	一月三十日	庶務係委員会
⑨平成二十九年	二月十日	工事係委員会
⑩平成二十九年	三月四日	工事係委員会
⑪平成二十九年	三月十六日	用配水調整委員会
⑫平成二十九年	三月二十八日	庶務係委員会
5、定款変更認可申請について	なし	
6、規約の変更について	なし	
7、役員の選挙について	なし	
8、総代選挙について	なし	
第四 経理の状況		
1、用水路の維持費	21、227、502円	
(1)用水路管理費	12、306、512円	
幹支線用水路フェンス補修工事	432、000円	
幹線用水路敷除草工事	721、920円	
田川内場水機場スクリーン等	086、480円	
幹線用水路倒木撤去処分	248、400円	
豊加美支線グレート設置工事	835、920円	
幹支線用水路浚渫工事	176、396円	
舟玉支線用水路高上げ工事	680、400円	
その他(量水版取付工事外)	933、876円	
組合員による用水路草刈	117、120円	
組合員による用水路浚渫	74、000円	
(2)排水路管理費	8、920、990円	
排水路堤防除草工事(5地区)	6、036、120円	
大生排水路樹木伐採工事	270、000円	
その他(水路清掃工事外)	393、470円	
組合員排水路草刈工事	2、187、300円	
組合員排水路浚渫工事	34、100円	
2、用水施設の維持管理費	52、148、974円	
(1)揚水機場使用電気料金	48、287、264円	
(2)機場等管理費	2、649、060円	
三坂深井戸盤扉補修工事	15、120円	
長久保機場盤修理	63、000円	
長久保機場水中ポンプ更新1、	728、000円	
国営水路内障害物撤去	16、200円	
館方機場ポンプ点検及び女方機場ハッキン交換工事	228、960円	
田河内機場吐き出し管修繕工事	142、020円	
保喜田機場浚渫工事	455、760円	
保喜田機場浚渫工事	173、770円	
(3)人件費	480、000円	
保喜田機場運転手手当	480、000円	
二本紀機場定期点検(保安協会)	94、770円	
〃 運転手手当	480、000円	
その他	119、000円	
(4)需要費 保喜田機場グリース	38、880円	
(5)雑費	643、742円	
3、排水施設の維持管理費	29、643、742円	
(1)電力料金	29、643、742円	
柳原機場 外12ヶ所	3、093、880円	
(2)機場等管理費	23、119、920円	
豊田排水樋管グレート開度計修理	248、000円	
災害復旧資材運搬(ホース)	54、000円	
朝日排水機場グレート部品交換	27、000円	
県単事業負担金(大生排水機場)	22、736、520円	
大生排水機場土砂流出箇所埋戻し	54、000円	
(3)人件費	2、926、160円	
電気主任技術者手当2名	1、560、800円	
グレート操作委託料 3ヶ所	170、000円	
施設管理人手当 13ヶ所	156、000円	
機場運転手手当 10名	600、000円	
労務賃	439、360円	
(4)需要費	503、782円	
各機場通話料	289、500円	
施設賠償責任保険料	159、070円	
水道料	33、612円	
スズメバチ駆除(小山戸機場)	21、600円	
(5)雑費	3、353、456円	
4、溜池維持費	3、353、456円	
(1)砂沼除塵機維持費	3、060、072円	
除塵機管理委託料	3、060、072円	

(2)監視カメラ維持費	293、384円
回線等使用料	66、925、980円
5、特別会計による工事	
県単土地改良事業(三坂・大生地区)	56、462、940円
農村地域防災減災事業	6、480、000円
維持管理適正化事業(関本地区第40期生)	3、983、040円

6、賦課金の納入及び滞納状況

第1期			第2期			合計		
徴収率	未収額	納入額	徴収率	未収額	納入額	徴収率	未収額	納入額
98.55%	163、965、68、6、	163、965、68、6、	97.42%	60、230、58、0、	60、230、58、0、	98.25%	224、195、278、	224、195、278、
	0円	0円		0円	0円		0円	0円

未収金につきましては、毎年度末に職員により集金に回ります。それでもなお未収になったものは、徴収協力員と共に集金に回ります。事前に連絡をして伺うようにしております。また、未収金の理由につきましては、引き落とし通帳の残高不足による場合が多いようですので、納期前にはかならず通帳をご確認ください。いますようお願い致します。

水は貴重な資源です
節水にご協力ください

江連八間土地改良区 第七回 通常総代会開催

平成三十年度予算 議決

第7回通常総代会は、去る三月十六日当土地改良区2階会議室に於いて、総代定数九〇名、現在数八九名のところ七二名出席のもと開催致しました。

吉原理事長職務代理者挨拶の後、議長に第五選挙区の横島忠男総代が選出され、左記十五議案が原案の通り議決された。

議案第一号 平成三十年度 組合費の賦課率及び賦課徴収方法並びに賦課徴収期限の議決について

議案第二号 平成三十年度 現金保管に関する金融機関の議決について

議案第三号 平成三十年度 役員・総代の報酬及び費用弁償の議決について

議案第四号 平成三十年度 地区除外決済金について
議案第五号 平成三十年度 事業計画(案)及び会計収入支出予算(案)の議決について

(1)平成三十年度 事業計画(案)について※
(2)平成三十年度 会計収入支出予算(案)について

①一般会計

②特別会計 基本財産積立金

③特別会計 役員退任慰労金積立金

④特別会計 職員退職給与金積立金

⑤特別会計 機場運転責任者退職給与積立金

⑥特別会計 減価償却積立金

⑦特別会計 地区除外決済金積立金

⑧特別会計 施設機能維持費積立金

⑨特別会計 償還金

議案第六号 国営施設応急対策事業積立金
平成三十年度 特別会計布川地区収入支出予算(案)の議決について

議案第七号 平成二十九年 耕作条件改善事業「下妻浜田地区」事業施行の承認について

議案第八号 平成二十九年度 一般会計収入支出補正予算(案)の議決について

議案第九号 平成二十九年度 耕作条件改善事業「下妻浜田地区」繰越しの承認について

議案第十号 平成三十年度 耕作条件改善事業「下妻浜田地区」事業施行並びに収入支出予算(案)の議決について

議案第十一号 平成三十年度 維持管理適正化事業「関本支線排水路2号地区」(40期生)事業施行並びに収入支出予算(案)の議決について

議案第十二号 平成三十年度 県単土地改良事業「原第三地区」事業施行並びに収入支出予算(案)の議決について

議案第十三号 平成三十年度 農業基盤整備促進事業「江連八間第3地区」事業施行並びに収入支出予算(案)の議決について

議案第十四号 区費滞納金の取り扱いについて
議案第十五号 役員選挙について※

平成三十年度 事業計画について

平成三十年度予算編成について、一般会計においては、前年度を踏襲し支出を抑えた内容で組み立てております。

賦課金未納に関し、平成二十九年度に実施した未納回収につきましては、昨年五月三十一日現在の決算から現在まで、職員により滞納整理を進め、六十五件1、453、070円の実績となっており、未だ回収不能の組合員に対しては、督促状の発送、更には弁護士名により請求することも考慮するところであり、その結果、内容によっては更に徴収協力員皆様のご協力を賜り、回収率の向上にあたって参りたいと存じます。また、本年度は、悪質な滞納者に対しては、法的措置の対応を検討致します。

工事関係については、鬼怒川南部地区(7土地改良区)に於いて、老朽施設の補修・改修工事を、総事業

費50億円を以って「国営施設応急対策事業」として着手する予定となっております。当土地改良区においては、約10億円を投じ、船玉揚水機場の更新及び国営幹線水路等の補修を計画しております。事業完了後の償還計画として、本年度より500万円の事業積立を開始いたします。

当土地改良区の取り組みとしては、老朽施設を順次補修し、下流部まで通水に支障の無いようあたって参ります。また、地元維持管理団体及び水利組合と連携し、国・県等の補助事業を活用し、経費の軽減に努めて参ります。

用水管理については、用水効率の向上を図るため、職員により管内を巡視し、上流部からの水量の低下やそれに伴う砂沼貯水量低下の対応に当り、用水不足が生じないよう努めて参ります。また、毎年実施している「番水制」についても、本年も引き続き実施を予定致します。但し、番水予定日に降雨予報がある場合は、実施の中止も検討いたします。

用水路敷へのごみ不法投棄問題について、巡視活動の展開をはじめ、重点箇所への監視カメラ設置についても検討致します。

揚水機場の管理については、使用電気料の軽減を図るため、降雨時の運転停止及び週2回の運転休止について、組合員皆様のご協力を頂きあたって参ります。排水機場の管理については、定期点検、随時点検にあたり、排水に支障の無いよう万全を期して参ります。

管内の事業計画については、総上・豊加美地区園場整備及び三坂地区園場整備事業計画の早期着手に向けて、推進協議会並びに関係機関と共に取り組んで参ります。

尚、昨年十一月開催の第七回臨時総代会で議決された、八間堀川以南地域の地区除外について、茨城県知事の認可が下りましたので、定款変更の知事認可の日より現行の総代定数九五名から九〇名、理事定数十五名から十三名に改正となりますのでお知らせ致します。以上、本土地改良区発展のため、役職員一丸となつて、平成三十年度事業の推進を図って参ります。

役員選挙「新役員選出」!

平成30年3月16日の第7回通常総代会に於いて、役員選挙規程の一部改正に伴う役員選挙が執行され、下記17名(定数)が当選し、3月26日の第5回理事会に於いて、理事長及び副理事長の互選、係職分担も決定し、新体制が整いました。

(任期=平成30年3月16日~平成34年3月15日までの4年間)

理事長 吉原光夫 副理事長 大山敬行

担当係	氏名	担当係	氏名	担当係	氏名
⑩庶務係	◎國府田 房 雄	⑦会計係	武 笠 敏 一	⑥工事係	飯 島 忠
⑪庶務係	高 橋 彦 一	④会計係	小 橋 進	総括監事	柴 崎 清 一
③庶務係	杉 山 元 重	⑤工事係	◎小 林 仁 一	②監 事	沼 尻 隆 志
⑧庶務係	小 島 水 内	⑫工事係	染 谷 勉	③監 事	増 田 亮
⑬会計係	◎菊 次 文 夫	⑨工事係	京 空 克 芳	④監 事	塚 田 高 士

※番号は理事及び監事順位 ◎は委員長理事

役員選挙について

議案第十五号で上程した「役員選挙について」は、役員選挙規程に則り、通常総代会五日前より立候補の届け出期間三日間を設け、十三被選挙区よりそれぞれ定数一名の立候補届け出が成された。直ちに第五回理事会に於いて選出した、選挙に係る管理職八名による選挙会を開催し、立候補届け出者の確認の上、通常総代会に石島和美選挙管理者より、理事十三名・監事四名の当選者の発表が成された。当選者は次の通りです。

八間堀川以南地域の地区除外について

昭和三十七年、旧水海道土地改良区が八間堀川沿岸土地改良区に吸収合併され、高野排水機場を管理することとなったが、平成二年に国土交通省によって、高野緊急排水施設が設置され、同年、国土交通省によって高野排水機場は撤去された。

平成十四年に県の指導により、それまで賦課していた宅地分を除外した。

その間、当地区から戴いていた賦課に対する改良区の対応としては、6号排水路整備、川又用排水路整備を実施、更に地元組合には、草刈工事及び浚渫工事に対する補助金を支出してきた経緯がある。

旧八間堀川沿岸土地改良区だった平成二十二年に、理事会に於いて当地区を除外する方向で協議していたが、平成二十三年の江連・八間土地改良区合併後も、この問題について協議してきた結果、当地区の管理する実態について、高野排水樋管については国土交通省古瀬樋管については常総市で管理していることを鑑み、平成二十九年四月理事会に於いて、当地区を受益地から除外すべきであるとの決議により、関係地区である、高野・川又・細代の3地区に於いて地元説明会を開催し、地区除外の理由について理解を頂き、地元維持管理団体と併せて、関係の常総市及びつくばみらい市への施設管理移管についても了承を得たことから、江連八間土地改良区定款第三条及び第八条の一部改正について、平成二十九年十二月一日開催の第七回臨時総代会に提出し議決され、その後の定款変更については、平成三十年二月十四日に認可された。

当土地改良区から毎年賦課している土地改良賦課金については、平成三十年度賦課より土地台帳より削除し、賦課しないことになりましたので、関係の組合員各位におかれましては、ご了承ください。併せまして、農地転用許可申請についても、改良区の同意は必要なくなりまますので、関係市に直接申請して頂きます。

尚、今般の地区除外に関する該当地域については、八間堀川以南地域と合わせて、鬼怒川南部土地改良区連合管内農地の土地実態調査の上、現状の改良区土地

台帳が換地以前の大字の地域があったため、換地後の大字に訂正する地域と除外する地域を合わせて定款変更すること致しましたので、ご了承ください。訂正の地域明細については次表のとおりです。

総台選挙区の変更について

訂正し新たに加わる地域	
市名	大字名
筑西市	野殿、西方、犬塚、関本分中、関本上、関本中、関本下、関本肥土

今般の八間堀川以南地域の地区除外にあたり、総台選挙区も除外対象で、第十四選挙区(総代定数4)及び第十五選挙区(総代定数1)が該当となり、定款変更認可の日より5名の総代定数が減となりましたのでご報告致します。

訂正または除外する地域	
市名	大字名
筑西市	上町、分中、本郷、中町、下町、桜塚
下妻市	二本紀廃川敷、下妻乙、丙、丁、戊
常総市	水海道高野町、水海道天満町、水海道亀岡町、水海道本町、水海道元町、水海道栄町、水海道宝町、水海道淵頭、水海道諏訪町、水海道山田町、水海道川又町

地区除外によって台帳から削除する明細

地区	組合員数	面積(m ²)	賦課金額(円)
水海道地区	246名	1,028,823	2,635,940
つくばみらい市	43名	314,953	671,940
合計	289名	1,343,776	3,307,880

収 入				支 出			
科 目	本年度予算額	前年度予算額	増・減(▲)	科 目	本年度予算額	前年度予算額	増・減(▲)
土地改良事業	216,298,000	220,956,000	▲4,658,000	維持管理費	158,576,000	148,653,000	9,923,000
附 帯 事 業	6,201,000	5,701,000	500,000	一般管理費	114,458,000	115,780,000	▲1,322,000
基 本 財 産	979,000	940,000	39,000	会 議 費	500,000	750,000	▲250,000
特 定 資 産	20,000	20,000	-	選 挙 費	3,000	300,000	▲297,000
補 助 金 等	9,709,000	8,709,000	1,000,000	賦課徴収費	5,540,000	5,950,000	▲410,000
寄 付 金	300,000	300,000	-	負 担 金	3,100,000	3,100,000	-
受 託 料	3,200,000	3,200,000	-	諸 費	2,202,000	4,750,000	▲2,548,000
雑 収 入	1,905,000	1,905,000	-	繰 出 金	38,235,000	16,690,000	21,545,000
借 入 金	2,000	2,000	-	予 備 費	20,000,000	20,000,000	-
繰 入 金	43,000,000	13,240,000	29,760,000				
繰 越 金	61,000,000	61,000,000	-				
合 計	342,614,000	315,973,000	26,641,000	合 計	342,614,000	315,973,000	26,641,000

 一般会計
収入支出予算

農地以外の地目に変更する時は、改良区が定める「地区除外決済金」がかかります。地区除外決済金を納めて頂き、土地台帳から抹消いたします。決済金の額は、所在する土地（次の一覧表地区）に対する賦課

地区除外決済金について

 不法投棄は
ゆるぎない！

水路や農道等に刈草や家庭ごみ等の不法投棄が繰り返され、改良区は元より近隣の耕作者も迷惑しています。ゴミの不法投棄は、河川法及び廃棄物処理法により罰せられます。

（5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金が科せられます。法人には1億円まで過重できる）

水路や農道等の土地改良施設は組合員の皆さんの大切な財産です。ゴミ捨て場ではありません。当改良区では不法投棄の防止に努めて参ります。

番号	会 計 名	収 支 額
1	基本財産積立金	215,100,000円
2	役員退任慰労金積立金	2,870,000円
3	職員退職給与積立金	122,430,000円
4	機場運転責任者退職給与積立金	1,550,000円
5	減価償却積立金	18,830,000円
6	地区除外決済金積立金	149,700,000円
7	施設機能維持費積立金	151,380,000円
8	償還金	5,160,000円
9	国営施設応急対策事業（新規）	5,000,000円

※9の国営施設応急対策事業については、事業完了後（平成41年）の償還に充てるため、本年度より積み立てます。

 特別会計
収入支出予算

維持管理委員会の地区除外決済金について

江連八間土地改良区の地区除外決済金その他、各維持

農地転用をする際、土地改良区費を算出基準とする、下記の決済金を一括で納入願います。それぞれの賦課額に対し、地区除外決済金の20倍と施設機能維持費決済金の30倍、合わせて50倍の決済金となります。

尚、昨年まで納めて頂いた旧八間単独地区の田Bと畑B地区については、八間堀川以南地域の地区除外により、賦課金同様除外となりましたのでご了承願います。

地 区	賦課金額 10a当り	地区除外 決済金 20倍	施設機能 維持費 30倍	合 計 50倍
旧江連単独地区（田）	4,500円	90,000円	135,000円	225,000円
重 複 地 区（田）	7,500円	150,000円	225,000円	375,000円
旧八間単独地区（田）	3,000円	60,000円	90,000円	150,000円
旧八間単独地区（畑）	2,400円	48,000円	72,000円	120,000円

施設機能維持費について

用排水施設の維持管理及び災害復旧等の費用として地区除外決済の際に、合わせて納めて頂く費用です。施設機能維持費の額は、賦課金の30倍となります。

金の20倍です。決済金をお支払い後に、関係市に届ける「意見書」を交付いたします。

管理委員会地区内の農地である場合は、次表の維持管理委員会が規定する決済金も併せて納めて頂きます。これは、土地改良区と同様に、加入している土地が減ることによって、残る組合員の負担が増えないように定めている為です。

1. 砂沼地区維持管理委員会	20,000円
2. 石下東部地区維持管理委員会	30,000円
3. 下妻千代川地区維持管理委員会	20,000円
4. 樋橋地区維持管理委員会	40,000円
5. 若宮戸地区維持管理委員会	15,000円
6. 二本紀地区維持管理委員会	30,000円
7. 水海道東部第1地区維持管理委員会	40,000円
8. 水海道東部第2地区維持管理委員会	
川崎地区 (田) 60,000円 (畑) 30,000円	
東地区 (田) 80,000円 (畑) 34,000円	
他地区 (田) 82,000円 (畑) 34,000円	

「平成三十年度 賦課金通知」について

【江連八間土地改良区費】 賦課単価10アルル当り

1、賦課金額 3ブロック4段階賦課体制

旧江連単独地区(田)	4、500円
重複地区「基準」(田)	7、500円
旧八間単独地区(田)	3、000円
旧八間単独地区(畑)	2、400円

2、賦課期日

全期	平成30年4月1日
----	-----------

3、納入期限

第一期	平成30年5月1日
-----	-----------

第二期 平成30年10月1日

※納入期限(月末)が土・日・祝祭日になる時は、休日の翌日になります。

維持管理委員会 賦課単価10アルル当り

改良区管内の維持管理委員会賦課金の明細です。

【二本紀地区維持管理賦課金】

1、賦課金額	全期 3、000円
2、納入期限	1期 平成30年5月1日 2期 平成30年10月1日

【樋橋地区維持管理賦課金】

1、賦課金額	全期(田) 2、000円
2、納入期限	平成30年11月30日

【砂沼地区維持管理賦課金】

1、賦課金額	全期(田) 1、000円
2、納入期限	平成30年5月31日

【下妻千代川地区維持管理賦課金】

1、賦課金額	全期(田) 2、000円
2、納入期限	全期(畑) 1、500円 平成30年7月2日

【石下東部地区維持管理賦課金】

1、賦課金額	全期(田) 1、500円
2、納入期限	平成30年10月31日

【水海道東部第一地区維持管理賦課金】

1、賦課金額	全期(田) 3、000円
2、納入期限	全期(畑) 1、000円 平成30年7月2日

【水海道東部第二地区維持管理賦課金】

1、賦課金額	川崎地区 全期(田) 3、000円
	東地区 全期(田) 1、500円
	全期(畑) 4、000円
	全期(畑) 1、700円
2、納入期限	1期 平成30年7月31日 2期 平成30年10月31日

【大生地区維持管理賦課金】

1、賦課金額 全期(田) 4、000円

2、納入期限 全期(畑) 2、000円

1期 平成30年7月2日
2期 平成30年11月30日

【若宮戸地区維持管理委員会】

1、賦課金額	全期(田・畑) 1、000円
2、納入期限	平成30年11月30日

◎賦課金通知に不服があるときは

賦課金について不服のある方は、通知書を受け取った日の翌日から起算して30日以内に、書面を以て理事長に対して審査請求をする事が出来ます。

現金支払いの方へお知らせ

直接、改良区または地区総代に届けていただくか、次の金融機関に納めていただきます。

1、筑波銀行(県内本支店)

2、JA常総ひかり農業協同組合(本支店)

3、JAつくば農業協同組合(関城支店)

尚、当改良区は、口座振替制度を推進しておりますので、現在現金支払いの方におかれましても、是非口座振替への変更に協力をお願い致します。ご連絡を頂ければ、申込用紙はお送りいたします。

口座振替の方へお知らせ

◎引き落とし口座の変更があった場合は、改良区に申し出てください。新たに口座振替依頼書を提出して頂きます。

◎振替日前に口座残高をご確認ください。

◎口座から引き落としが出来なかった場合は、直接当改良区に納めていただきます。

◎領収証は原則として発行いたしません。確定申告等で必要な方は申し出ていただければ発行致します。

滞納整理特別委員会の設置について

総代会の際に意見のあった賦課金滞納者の問題について、理事会に於いて協議の結果、未納者が一向に減

らない事に対し対策を講じるために、特別委員会を設置し定期的に納入状況を確認し、滞納者の実態を把握するとともに、滞納の理由等精査したうえで、第2段階として弁護士により催告通知の発送、第3段階として強制徴収の検討までの作業を致します。整理したデータについて、理事会上程の上議決し対応いたします。その結果については、総代会に上程いたします。

◎滞納整理特別委員会の流れについて

委員構成については、旧市町村（下館、関城、下妻、千代川、石下、水海道より各1名を互選し、正副理事長を含む8名の構成とします。

- 1 滞納者の理由等を精査し、欠損するかどうかの是非を決定する。
- 2 欠損処分に値するものと、更に調査を必要とするものについて調査並びに検討する。
- 3 滞納処分する内容を取り決める。
- 4 過去何年以前の分を処分するか協議します。取り決めた内容について、理事会に上程し、議決の上対応する。

滞納賦課金は新しい組合員に継承されます

土地改良区内の農地を売買するとき（競売も含む）や、組合員の資格を交替する場合に、その土地に滞納賦課金があると、土地改良法第四二条第一項（権利義務の承継及び決済）の規定により、新たに土地を取得した方に滞納賦課金の支払い義務が生じることになります。後でトラブルが生じないように、農地の売買等の契約をされる場合は、「当事者間で滞納賦課金を清算してから、所有権・耕作権の移転をされるようお願いいたします。」

組合員の変更手続きについて

次のような場合があったときは、必ず土地改良区に

手続きをしてください。

- 1 組合員が死亡した時
- 2 組合員が住所を変更したとき
- 3 農業者年金の受給により経営移譲するとき
- 4 土地の売買や交換があったとき
- 5 生前一括譲与するとき

※土地改良区の土地台帳は、組合員の皆様からの届け出によって変更になります。

公共機関（農業委員会等）に農地の転用や売買などの異動手続きを行っても、直接土地改良区へ申し出がなければ変更はできません。届け出が無い場合は、今まで通り賦課金を負担することとなりますので、ご注意ください。

「平成三十年度番水計画実施」について

第一回目	四月二十八日(土)	午前一〇時から
第二回目	四月二十九日(日)	午前一〇時まで
第三回目	五月三〇日(月)	午前一〇時から
第四回目	五月一日(火)	午前一〇時まで
第五回目	五月二日(水)	午前一〇時から
第六回目	五月三日(木)	午前一〇時まで
第七回目	五月四日(金)	午前一〇時から
第八回目	五月五日(土)	午前一〇時まで

以上、例年通り四回実施いたします。番水は、ゴールデンウィークに集中する田植えの水不足を解消し、上流から下流まで公平に水配分をするため実施するものです。ご理解とご協力をお願いいたします。

但し、番水実施日にまとまった雨が降った場合、番水を中止する場合があります。その際は、用配水調整委員・地区総代に連絡の上対応いたしますので、ご承知願います。

◎平成二十九年三月七日 用配水調整委員会にて決定

平成二十九年度の事業

農業基盤整備促進事業 関本地区



○工事内容 排水路整備W800×H900 220m
○工事費 10,033,200円 田崎建設(有)
完成
○実施設計費 3,992,760円
土地改良事業団体連合会

維持管理適正化事業 豊田地区

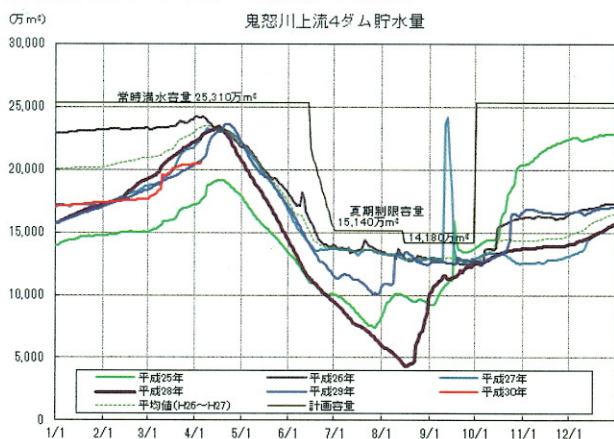


○工事内容 豊田排水路護岸工事 H=2.3m
L=72m
○工事費 20,000,000円 飯塚建設(株)
施工中
○実施設計費 3,992,760円
土地改良事業団体連合会

平成30年3月28日現在の鬼怒川4ダムの貯水量

(国土交通省 関東地方整備局の情報より)

現時点では、平年並みの貯水量で推移



ダム名	有効容量 (万m³)	貯水量 (万m³)	貯水率 (%)	前日補給量 (万m³/日)	平均値に 対する割合 (%)
五十里ダム	3,200	- 工事	- 工事	- 工事	- 工事
川俣ダム	7,310	6,956	95	-7	103
川治ダム	7,600	6,435	85	-10	99
湯西川ダム	7,200	6,983	97	-7	99
4ダム合計	25,310	20,374	80	-24	90

降水量速報値(mm)

年度別	1月	2月	3月	4月
平成29年	91	45	38	74
平均値(S47-H29)	51	54	71	103
平成30年	73	19	174	
平均値に対する割合(%)	143	35	245	

改良区組織機構図



総代と役員の任期について

今般の役員選挙規程の一部改正によって、去る三月十六日の第七回通常総代会に於いて「役員総選挙」が執行されたため、任期は、平成三十年三月十六日～平成三十四年三月十五日までの四年間になります。但し、総代については選挙を行っておりませんので、現行の任期どおり、平成二十八年一月二十八日～平成三十二年一月二十七日までの四年間となります。

改良区組織機構について

当土地改良区の組織については、平成二十九年度に見直し、従来の維持管理課を工務課の維持管理係に変更しました。職員数についても、平成二十三年度の江連・八間土地改良区の合併時十五名だったところ、昨年度十一名まで減るところ、一名の職員採用により現在十二名で推移している。



下妻市(江地内)の幹線排水路



常総市(旧石下地内)の県道沿い排水路

不法投棄の状況

編集後記

皆様のご意見をお待ちしております。ご意見等は土地改良区だよりに掲載させていただきます。

(事務局) 0296-44-3934